

## 平成17年度水質モニタリング計画（案）について

## 1 採水位置の変更について

| 調査地点 | 変更の理由             | 変更の内容 |
|------|-------------------|-------|
| ア-2  | 浸出水を水処理施設へ導入するため  | 廃止    |
| ア-4  |                   |       |
| ア-16 | 水処理施設の稼働後に調査を行うため | 追加    |

## 2 重点調査地点の調査回数について

## 重点調査地点

〔ア-6、ア-11、ア-13、ア-14、ア-17、ア-20、ア-21、ア-23、ア-31〕

不法投棄現場内で常に国の基準（排水基準、環境基準）を超える項目は、ジクロロメタン、ベンゼン、ホウ素であることから、これらの項目については年12回の調査を実施し、その推移をみていく。

